

平成30年度 清須市地域包括支援センター事業計画（案）

1. 地域支援事業

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者的心身の状況や生活の実態及び必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず、地域における保健・医療・福祉関係機関等の利用につなげるなどの支援を行う。

①総合相談

地域の身近な相談窓口として、本人・家族・近隣住民・地域のネットワーク等を通じて様々な相談を受け、的確な状況把握を行い迅速に対応する。また、個別の事情に応じて、専門的・継続的に相談に応じる。

②地域におけるネットワークの構築

ア ネットワークの構築

- a 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉関係機関等の利用に繋げ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防するために、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。
- b 高齢者見守り活動協定を締結した事業者、高齢者見守り活動に取り組んでいるブロックまたは町内会、ボランティア団体及び寿会などの関係機関から対象者の情報提供があった場合、速やかに対応できるよう、日ごろからの連携を強化する。

イ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯及び、個人を尊重・理解するために必要な啓発活動を行う。また、社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握を行う。

③実態把握

高齢者世帯への個別訪問、家族・親族や近隣住民、民生委員からの情報、出前講座などで地域に出向いた際の情報などにより、支援が必要な世帯の実態を把握し、早期に対応する。

(具体的な業務内容)

○相談業務

- ・来室、電話、訪問等によるさまざまな相談に応じ、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローしていく。
- ・介護に関する相談に応じ、サービスの紹介等必要な支援を行う。
- ・清須市認知症地域ネットワーク（医療と介護の連携）事業の実施
「清須市認知症地域ネットワーク連携シート」を用いて、医療機関との連携を図る。
- ・市民にとってより身近な相談窓口となり、個別の事情や地域が抱える課題を把握し、迅速な対応を行っていくために、職員の地区担当制の導入について検討する。

○PR・広報

- ・社協だよりや市の広報、ホームページ等を積極的に活用し、業務内容のPRや介護情報、主催事業の案内等を掲載する。
- ・「地域包括支援センター」の名称や業務内容を市民の方に広く知っていただくため、PRチラシを作成し、市内の公共施設、商業施設、金融機関等へ設置する。
- ・業務内容のPRや地域におけるネットワークの構築、ニーズの発掘、地域の実態把握などを目的に、サロンやブロック、ブロック社協、寿会等の会合に「福祉出前講座」として職員を派遣する。

*西春日井歯科医師会、消費生活相談員、介護サービス事業所、高齢福祉課等、
関係機関と連携し協働で実施

(2) 権利擁護業務

高齢者が生活にさまざまな困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民・民生委員・介護支援専門員・弁護士・司法書士等と連携を図り、専門的・継続的に支援を行う。

①成年後見制度の活用支援

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申し立てが行われるよう専門機関と連携を図り支援する。申立てが困難な状況の場合は、市に報告並びに連携して対応する。

②老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図り支援する。

③高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。

④困難事例への対応

重層的な課題を抱える世帯並びに高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携するとともに、市及び関係機関と連携して対応する。

⑤消費者被害防止

消費者被害を未然に防止するため、市の消費生活相談員や警察などから情報を収集し、民生委員・介護支援専門員・訪問介護員等に必要な情報を提供する。また、消費者被害の事例を把握した場合は、市へ報告し、関係機関と連携して対応する。

⑥認知症高齢者への対応

センターは、認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、地域における啓発活動に積極的に取組む。

(具体的な業務内容)

○高齢者虐待の防止及び対応

- ・高齢福祉課や関係機関との連携のもと、緊急対応や家庭訪問などを行う。
- ・高齢者虐待に関する各種会合への参加

(高齢者虐待連絡調整会議、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等)

- ・高齢者虐待を未然に防止するためのPR活動

(虐待防止パンフレットの配布、広報誌・ホームページ等への掲載等)

○消費者被害の防止及び対応

- ・消費者被害防止のための情報収集、啓発活動

(広報誌・ホームページ等への掲載、チラシの配布等)

○判断能力を欠く常況にある人への支援（成年後見制度等の利用支援）

- ・成年後見制度普及のための情報収集、啓発活動

(広報誌・ホームページ等への掲載、チラシの配布等)

○専門機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との連携強化（会議、研修参加等）

○認知症に関する啓発活動及び認知症高齢者の発見及び支援

・認知症初期集中支援チーム（オレンジサポートチーム）及び認知症地域支援推進員、認知症キャラバンメイト等、認知症の方を地域で支える関係機関と連携を図り、認知症に関する啓発活動を行う。

・認知症の方を早期に発見し、必要な支援を行う。

○権利擁護に関する研修会への参加

- ・対応する職員の資質向上を図るため、研修会等に積極的に参加する。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携並びに在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働により支援する。また、個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員に、地域のサロン・寿会活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など介護保険サービス以外のさまざまな社会資源が活用できるよう情報を提供する。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が情報交換等を行う機会を設けることで、介護支援専門員のネットワークの構築を図る。

ア 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。また、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携し、情報提供や研修会等を実施する。

イ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討した上で、指導助言等を行うなど介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力・支援を作り出せるように後方支援を行う。

(具体的な事業内容)

○関係機関との連携強化

- ・民生委員との連携強化
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関との連携強化
- ・弁護士、司法書士など各種専門職との連携強化
- ・介護サービス提供事業所との連携強化

○介護支援専門員の資質向上を目的とした研修会の開催

- ・高齢者事業等説明会の開催（年1回）
- ・介護支援専門員研修会の開催（年2回）

○居宅介護支援事業所への相談指導および連携強化

- ・対応困難ケースの地域ケア会議の開催（随時）
- ・ケアマネジメントの活動支援
- ・市適正化事業（ケアプランチェック）による介護支援専門員への支援

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

事業対象者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、事業対象者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

(具体的な事業内容)

○介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を実施

- ・自立支援、重度化防止の視点を持ち、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。
- ・地域のサロン活動、寿会活動、健康づくり自主サークル、ボランティア活動など、様々な社会資源を把握し、情報提供と利用への助言を行う。

2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

①地域ケア会議の充実

地域包括支援ネットワーク構築のための一つの手法として、「地域ケア会議」を設置・運営する。また、地域ケア推進会議において、地域が抱える課題等の報告の協力を行う。

②在宅医療・介護連携の推進

在宅医療や在宅介護の関係機関の連携が取れるよう、市とともに電子連絡帳（ICT）や医療介護資源マップ等の活用に協力し、必要な関係機関に周知を行う。

③認知症高齢者の支援体制の整備

認知症地域支援推進員の設置、認知症初期集中支援推進事業、認知症ケア向上推進事業等の整備に際し、市や関係機関と連携して事業を推進する。

④生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターの活動や協議体の設置・運用に際し、市や関係機関と協働で取組を推進する。

⑤地域包括ケアシステム構築のための施策推進会議への出席

上記①～④に対し、市が実施する施策推進会議へ出席し、地域の課題を発見し、地域づくり、資源開発、政策形成について、市や関係機関とともに検討する。

(具体的な事業内容)

○地域ケア会議の設置及び運営

- ・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に向け、関係機関と連携のもと、地域ケア会議を開催する。(定期開催：年5回、随時開催：通年)

○多職種研修会の開催（年1回）

- ・居宅介護支援事業所、医療機関、民生委員、介護サービス提供事業所等を参加対象とし、関係機関間の連携強化とケアマネジャーの資質向上を目的とした研修会を開催する。

○地域包括ケアシステム構築のための施策推進会議への出席

- ・市が実施する施策推進会議へ出席し、地域の課題を発見し、地域づくり、資源開発、政策形成について、市や関係機関とともに検討する。

2. 指定介護予防支援業務

介護予防サービスを効果的に利用することによって、要介護状態にならないよう適切な介護予防支援を実施する。介護予防サービスが開始された後には、適宜モニタリングを行い、プランに位置づけた期間が終了した際には評価する。また、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを潤滑にできるよう日常的に連携して支援を行う。

(具体的な事業内容)

○介護予防給付ケアプランを作成

- ・自立支援、重度化防止の視点を持ち、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。

○指定居宅介護支援事業者への業務委託

- ・増加する要支援認定者の介護予防給付ケアマネジメントに、迅速にかつ適切に対応するために、必要に応じ指定居宅介護支援事業所へ業務委託を行う。

3. 任意事業

(1) 家族介護者交流事業 【家族介護支援事業】

①家族介護支援事業の一環として、在宅で高齢者等を介護している方を対象に、家族介護者交流カフェ（介護者のつどい）、リフレッシュ事業・介護講座を実施し、日ごろの悩みを打ち明けたり、介護の知識や技術について学んだり、情報を共有したりなど、相互に交流し介護負担の軽減を図る。

- ②市内の福祉カフェ開催事業所との情報交換会を「(仮称) 福祉カフェ連絡会」を開催し、連携強化を図る。
- ③介護負担による介護離職を防ぐため、介護者に対して、育児・介護休業法における両立支援に関する制度について周知を行う。

(2) 住宅改修理由書作成業務（要支援・要介護）

介護保険制度を利用した住宅改修を希望する要支援・要介護認定者に対し、相談に応じ、住宅改修理由書作成など必要な支援を行う。

4. 業務評価

地域包括支援センター業務評価結果をまとめ、清須市地域包括支援センター運営協議会で報告を行う。

5. その他の業務

(1) 指定市町村事務受託事業

介護保険申請の新規の利用者に対する認定調査業務を受託する。

(2) 車椅子貸出事業（財源は共同募金配分金）

一時的に車椅子を必要とする方に対し無料で車椅子を貸し出しする社協事業。貸し出しに係る事務を行う。

6. 会合、研修等

(1) 市が主催する委員会・協議会等への出席

・地域包括支援センター運営協議会等

(2) 各種研修会及び会議への参加（研修の強化による、職員の資質向上）

(3) 地域包括支援センター職員会議（毎月1回実施）